

CONTENTS

|            |  |           |
|------------|--|-----------|
| ●労働法コラム    | 解雇(4)                                  | 弁護士 大武 英司 |
| ●知的財産権コラム  | 商標をめぐるライセンス契約                          | 弁護士 森田 博貴 |
| ●家事コラム     | 遺産分割の諸問題⑤ ～遺留分減殺請求とは～                  | 弁護士 茂木 佑介 |
| ●グレイス・ニュース | セミナー開催のお知らせ/お盆期間中の営業日のご案内/事故専門部からのお知らせ |           |
| ●事務員コラム    | スタッフのおすすめ紹介編「いおワールド かごしま水族館」           | 事務員 今西 英華 |

TOPICS ✨ 労働法コラム

第4回  
解雇(4)

弁護士  
大武 英司



今月は解雇をする場合の手続きを取り上げます。解雇は最も重い懲戒処分でもありますので、その手続きについては厳格に法定されております。しっかり把握されている場合であっても再度ご確認ください内容の1つです。

従業員を解雇する際にはその解雇を予告するか否かで手続きに差異があります。

解雇を予告する場合には遅くとも解雇の30日前までに予告しなければなりません。他方、解雇を予告しない場合には、「解雇予告手当」としてその従業員の最低30日分の平均賃金を支払わなければなりません。

ここで注意しなければならないのは、これらの手続きさえ履践すれば解雇理由が正当化されるというものではないということです。言い換えれば、解雇理由が正当なものであるということが大前提として存在するということです。

次に、解雇された労働者が、解雇に際して解雇理由の証明書を請求したときには、使用者はこれを遅滞なく交付しなければなりません。もし、使用者がこの解雇理由証明書の交付を請求されたにもかかわらずこれを拒否した場合には、裁判では使用者による解雇権の濫用であるとの判断に傾く可能性があります。

それでは、使用者は解雇理由証明書に明示した解雇理由に拘束されるでしょうか。すなわち、使用者が一旦解雇理由証明書に記載した解雇理由とは別の理由を挙げて、解雇の有効性を争うことができるかという問題です。

これにつきましては、必ずしも拘束されないというのが結論となります。しかしながら、4月号の同コラムにて触れました「解雇権濫用法理」（客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇権を濫用したものととして解雇が無効とされる法理）の適用に際して、「客観的に合理的な理由」があるかという判断に影響を与えることとなります。つまり、使用者が証明書として解雇理由を明示した以上、後に訴訟になったときに解雇理由の追加や変更をすることは、「使用者が主張している解雇理由は、自己に都合のよいように掲げているだけで、本当に存在するのだろうか」と、解雇理由の合理性が疑われる危険性があります。従って、解雇理由は可能な限り一貫している方がよいということになります。

## 第9回 商標をめぐるライセンス契約

弁護士  
森田 博貴



### 1 ライセンス契約

前回までは、商標の類似という概念を扱いました。今回は、商標権をめぐるライセンス契約を取り上げたいと思います。

商標は、特許庁への出願・登録を受けることにより、その独占的使用権（商標権）を取得できます。この商標権者としては、この商標権に基づき自らが当該商標を独占的に使うこともできますが、他者から金銭の提供を受けるのと引き換えに当該商標の使用を認めるというビジネス形態をとることもできます（いわゆる「ライセンス契約」）。

このライセンス契約は、法律上の文言に直すと、「使用権」の設定契約といえます。そして、法律上、この「使用権」には、「専用使用権」（商標法30条）と「通常使用権」（商標法31条）の2種類が存在します。

### 2 専用使用権

「専用使用権」とは、文字通り、当該商標を専用（独占的使用）する権利です。すなわち、商標権者が第三者に対しこの専用使用権の設定を認めた場合、商標権者自身ですら当該商標を使用することができなくなります。設定範囲を無制限と定めた場合、その実質は、商標権の譲渡にかなり近づきます。もっとも、当該設定範囲は、当事者間の協議により任意に定めることができるので、たとえば地域的限定や時間的限定をかけることで当事者のニーズに応じた自由な設計が可能となります。

専用使用権者は、第三者が権限なく当該商標を使用した場合、当該第三者に対し、直接使用差止めや損害賠償の請求を行うことができます。他方、第三者に対して当該商標の使用を認める行為（後述する「通常使用権」の設定）は、商標権者の承諾がなければできません。

専用使用権は、特許庁の登録（専用使用権の登録）を経てはじめて認められます。

### 3 通常使用権

「通常使用権」とは、専用使用権のような独占性を有しないまま認められる当該商標の単純な使用権です。通常使用権は、専用使用権と異なり、特許庁の登録を経ることなく設定できますが、特許庁への登録（通常使用権の登録）を行うことで第三者への対抗力（商標権者が商標権を第三者に譲渡した場合でも、通常使用権の存在を当該第三者に主張できるという効力）を与えることができます。もっとも、実務の世界では通常使用権の登録が行われることはほとんどなく、ライセンス契約の約定の中に、「商標権者が第三者に当該権利を譲渡する際には当該通常使用権者の承諾がある」旨の文言を含めることで処理されるのが一般的です。

なお、余談ですが、商標実務の世界には、「独占的通常使用権」なる用語が存在します。一見すると「専用使用権」との違いが分かりづらいのですが、「独占的通常使用権」でいうところの「独占」とは、当該通常使用権者以外の者には通常使用権の設定を行わない（通常使用権の設定契約の独占性）との意味にとどまり、対外的に当該商標を独占的に使用できることを意味しません。

したがって、独占的通常使用権者は、商標権者が他の者に当該商標の通常使用権を設定した場合、この商標権者に対して契約違反（債務不履行）を理由とする損害賠償を請求できますが、他方、第三者が権限なく当該商標を使用した場合でも、専用使用権者のように当該第三者に対して直接その使用差止めや損害賠償を請求することができないのです（ただし、一定の要件を満たした場合に限り、例外的に第三者への直接の損害賠償が認められると判示した裁判例が存在しております）。

## 第6回 遺産分割の諸問題⑤ ～遺留分減殺請求とは～

弁護士  
茂木 佑介



さて、前回は遺言能力と遺言無効確認の訴えについてお話させていただきました。一部の相続人の意に反する遺言が存在する場合、当該遺言の無効を主張していくものです。しかし、実際には、遺言能力の欠如を裏付ける資料を揃えていく必要があり、裁判になった際には必ずしも容易なものではありません。

では、例えば法定相続人であるにもかかわらず、遺言で自分に対する相続財産が定められておらず、また、遺言能力の欠如を裏付ける資料もない場合、全てを諦めなければいけないのでしょうか。

もちろん、そんなことはありません。民法によれば、相続人保護の見地から、「遺留分」という形で、たとえ遺言が存在した場合であっても、一定の持分的利益が認められています。

では、具体的にどなたがどのような割合で「遺留分」を権利として有しているのでしょうか。被相続人の配偶者、子、直系尊属が遺留分権利者であり、基本的には被相続人の財産の2分の1が遺留分割割合と定められています（直系尊属のみが相続人である場合は3分の1）（民法1028条1号2号）。他方、被相続人の兄弟姉妹は遺留分権利者ではありません。

例えば、法定相続分が2分の1である配偶者の遺留分が遺言によって侵害されていた場合、同配偶者の遺留分は、相続財産全体の4分の1となります（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）。

遺留分減殺請求を行うにあたって何よりも気を付けなければいけないのは、同請求の行使期間が制限されていることです。民法には、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈のあったことを「知った時から1年」（民法1042条前段）、又は「相続開始時から10年」（同条後段）で遺留分減殺請求権が消滅すると定められています。

その為、遺言の内容を認識したとき等、当該贈与や遺贈が減殺すべきものであることを知られた際は至急、何らかの手段を取る必要があります。具体的には、内容証明郵便などで遺留分減殺請求権を正式に行使したり、訴訟を提起したりする必要があります。厳密にはどのような形で遺留分減殺請求権を行使すれば良いのですが、後々、遺留分減殺請求権を期限内に行使したかどうかで争いにならないようにする為には上記2つの方法がベストです。

遺留分減殺請求の協議または調停・訴訟等の法的手続が始まれば、後は具体的に遺留分をどのような形で支払うのか（不動産等の現物なのか、現金で支払うのか等）について話を詰めていくことになります。この時、被相続人が生前に他の相続人に贈与を行っていた場合は、贈与が為された時期や、贈与が為された際の被相続人の認識によってはこれらも遺留分算定の基礎に加算されていくことになります。他の相続人には繰り返し生前贈与が為されていた挙句、最後に遺言でもご自身の遺留分が侵害されることとなった場合、遺留分が具体的にどの程度になるのかは非常に難しい問題です。

いずれにせよ、遺留分は法律上、本コラムでご紹介できなかった多くの難しい点を含んでいます。のみならず、期間制限がある為、可能な限り早く動き始める必要があります。納得のいかない遺言の存在が明らかとなった際は、一度、当事務所にご相談ください。

法人・事業主向け /

セミナー開催の  
お知らせ

3回で  
全て分かる!

労務対策徹底強化セミナー

最終回は11月の開催です。お問い合わせのうえ奮ってご参加くださいませ。

第3回 「ハラスメント～会社を悩ます社員への対策～」

開催日時 11月17日(木) 18:30～20:30 講師 戸田 晃輔 (当事務所弁護士)

会場: ソラリア西鉄ホテル鹿児島7F「HIMAWARI」 参加費: 10,000円 顧問先様は参加費無料!

参加ご希望の場合は、FAX (099-822-0765) でお申込みいただくか、セミナー担当: 宮原までご連絡いただければ幸いです。また、セミナーの内容等は変更になることもございます。予めご了承ください。

参加申込・お問合せ

☎ 099-822-0764  
(セミナー担当: 宮原)

✉ メールフォーム  
http://www.kotegawa-law.com/contact/

お盆期間中の  
営業日のご案内

お盆期間中は、暦通り【土・日・祝祭日】が休業日となっております。営業日の営業時間は、通常通り、9:00～18:30です。どうぞよろしく願い申し上げます。

事故専門部からのお知らせ /

ホームページ  
続々更新中!

交通事故案件を多く取り扱っている中で、多数質問を頂いた件について、何かの参考になればと思い、ご回答させていただいております。 WEB http://www.kagoshima-kotsujiko.com/645/

事務員コラム

スタッフのおすすめ  
紹介欄



事務員 今西 英華

お子様だけにとどまらず、大人でも楽しめるかごしま水族館で暑さを忘れたひと時をお過ごしください。

オススメ!

いおワールド  
かごしま水族館

家事専門部事務員今西です。事務員コラムの今月号は、法律から少し離れて一息入れていただこうと思いい、わたしの夏のオススメスポットをご紹介します。

皆さま、そろそろ夏休みの予定を立てていらっしゃるのではないのでしょうか。でも暑いし、どこに行こうかと迷われていませんか?そこで是非足を運んでいただきたいのが、「いおワールド かごしま水族館」です!

九州最大の規模を誇る水族館。ジンベイザメやエイ

などの迫力を間近に感じることができる黒潮大水槽は、なんと水量が1500トンにもものぼるそうです。

その他にも、錦江湾に生息する珍しい生物などさまざまなコーナーが多岐にわたり、飽きることのない時間を過ごすことができます。

夏休み期間には、なんとジンベイザメやイルカプールの地下に宿泊できるイベントも!その他にもなど特別イベントが満載です。



定番のイルカショー!まずはショーの時間をご確認ください。



休憩所から見える桜島は圧巻です。



わたしのお気に入り、クラゲです。ゆらゆらと泳ぐクラゲを見ていると日々の喧騒を忘れられます。

DATA

いおワールド  
かごしま水族館  
鹿児島市本港新町3-1  
TEL 099-226-2233  
WEB

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名: \_\_\_\_\_ ご相談希望日: \_\_\_\_\_

ご担当者名: \_\_\_\_\_ ご相談内容: \_\_\_\_\_

ご連絡先TEL: \_\_\_\_\_

全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!  
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00～18:30  
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります